

伊方3号機広島仮処分：13日の即時抗告日には広島地裁前まで行進

===== 2017年4月11日 直ちに解禁

2017年4月11日（広島）：

四国電力伊方原発3号機の運転差止の仮処分命令申立事件で、広島地裁に却下されたことを不服として申立人及び原告団は広島高裁に13日即時抗告することを決めているが、その際申立人・原告団、弁護団及び支援者は、集合場所の広島弁護士会館から広島地裁前まで行進することになった。

行進には広島在住の申立人や原告団長・副団長、弁護団から甫守一樹弁護士（東京第二弁護士会所属）などが参加する。

一行が広島地裁前に到着するのは午後3時ごろとなる見込み。

なお、提出後午後3時30分ごろから広島弁護士会館2階大会議室で記者会見（報告会と兼用）を開催する予定。（了）

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる